

休校休園・登園自粛要請で お困りの人事・経営者の方へ

月額最大 26万4000円の ベビーシッター補助金

～企業導入の流れ～

1ヶ月に26万4,000円のベビーシッター補助が発表

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、7日夜に緊急事態宣言が発令されました。
長引く外出自粛要請により、勤務体制の変更などの対応を取られた企業も多いと思います。

皆さまの企業では、社員の方の仕事環境の十分な確保に困っていませんか。

「子どもは休校になったけど、職種柄どうしても出社しなければならない」
「子どもが家にいるが、在宅ワークに集中したい」
「近所に子ども預けられる親戚や知人がいない」

社内で、休校・休園となったお子様の預け先にお困りの方はいらっしゃいませんか？

緊急事態宣言発令に伴い、休園や学童などの閉鎖や縮小等の動きは加速する一方、出社を伴うお仕事をされている方や在宅で集中して仕事をしたい方は、仕事と育児の両立に不安を抱えているかもしれません。

このような状況の中、2月の休校措置発表直後にも[企業主導型ベビーシッター利用者支援事業](#)の補助額が引き上げられるなど、個人利用でのベビーシッターサービスへの期待は高まっております。

個人事業主もベビーシッター補助金の対象に

令和2年度についても本制度の特例措置として、補助額の引き上げ・補助対象者の範囲拡大が発表されましたので、ご案内いたします。

【令和2年度の特例措置のポイント】

休校・休園措置に伴うベビーシッター利用の場合に限り、

①補助額の引き上げ

対象児童1人につき1日5枚（通常1枚）まで利用可能

1家庭あたり1か月120枚（通常24枚）まで利用可能

②補助対象者の範囲拡大

個人事業主・フリーランスの方も補助対象に

③非課税の取り扱い

特例措置として割引を受けた額は非課税に

詳細は[こちら](#)の内閣府のページをご覧ください。

企業はこの2,200円の割引券を、下記の料金で購入頂けます。

中小企業（従業員数1,000人未満）は1枚あたり**70円**

大企業（従業員数1,000人以上）は1枚あたり**180円**

企業の場合、子ども・子育て拠出金を納めていれば割引券をご購入頂けます。業種や規模の制限はございません。
個人事業主・フリーランスの方は、[こちら](#)にご案内がございます。

従業員の方が**26.4万円**の補助を受けるための企業負担は、中小企業なら**8,400円**（大企業なら**21,600円**）です！

この割引券を心待ちにされている方は多くいらっしゃいます。

1日も早く割引券の導入を社内でアナウンスしましょう。

割引券のご利用条件

ご利用条件を満たしていないご利用については、割引をお受け頂くことができません。

ご利用にあたっては必ず[こちら](#)をご確認ください（以下一部抜粋）。

- ・ベビーシッターを利用しなければ仕事をすることが難しい場合（在宅勤務も利用対象）
- ・小学校3年生までのお子さま（障がいなどによりお世話や介護が必要な場合は小学校6年生まで※ア～ウ）
- ・割引適用の期間は、**2020年4月1日から2021年3月31日**までのベビーシッター利用
割引券発行までの間、割引券がお手元ない場合でも、お申込み開始後にご購入頂いた割引券遡ってご請求頂くことが可能です。

特例措置の終了時期は未定ですので、特例措置については年度の途中で終了する場合がございます。

特例措置終了後も割引券自体はご利用頂けますが、利用上限枚数はお子様1人あたり1日1枚となります。

- ・割引券が使えるご利用方法は以下に限定されます

【所得税の取扱いについてご注意ください】

対象者が割引券を使用した場合、その割引料は所得税法上、その対象者の「雑所得」として確定申告が必要となる場合があります。詳しくは地域の税務署等にご確認ください。

尚、令和2年4月13日(月)現在、3月に実施された、新型コロナウイルス感染症対策のため、本特例措置の趣旨（令和2年3月の臨時休園・休校によりベビーシッターを利用することが必要となり、新たな支出を余儀なくされた場合にその支出を補うこと）に沿った割引券利用による割引料については、所得税法上、非課税所得となる措置については検討されています。最新情報があり次第こちらのページに追記いたします。

(2020年4月24日追記)

特例措置として割引券を利用した場合、割引を受けた額については、所得税法上、非課税所得となることが内閣府より発表されました。

(補正予算の成立によって今後変更となる可能性もございます)

お申込みについて

以下は企業のお申込みに関するご案内です。

個人事業主・フリーランスの方は[こちら](#)をご覧ください。

企業のお申込みは**4月27日(月)**より受付開始となります。

本事業は、内閣府から委託を受けている全国保育サービス協会が運営しており、
(株)札幌シッターサービスは、割引券の対象ベビーシッター事業者の一つです。
割引券のお申込みや手数料のお振込みの先は、全国保育サービス協会となりますのでご注意ください。

申込や運用方法のご案内はTEL(011-281-0511)又はメール(info@sapporositter.com)までご連絡ください。

◆ 1：お申込み

以下の書類を全国保育サービス協会にご送付ください。

【企業で準備頂くもの】

①子ども・子育て拠出金の納付が確認できるもの（直近の社会保険料の領収証書の写し）

【ダウンロードして記入・捺印頂くもの】

②割引券等使用事業主等承認申込書

③担当者届

④割引券申込書

(様式第2号)

令和1年9月1日

ペビーシッター派遣事業割引券等使用事業主等承認申込書

公益社団法人全国保育サービス協会 総

フリガナ フリガナ
 事業主名 会社名
 代表者名 代表者名

所 在 地 **会社の住所**

T E L **会社の電話番号** FAX **会社のFAX番号**

(都道府県)に記載している場合) 郵便番号

貴会体実施のペビーシッター派遣事業割引券、ペビーシッター派遣事業割引券(規定見守事務取扱い規約)について、令和元年9月においては保育所専用機器の使用を承認いただきたく、同意書的
款に同意のうえ、下記書類を添えて申し込みます。

なお、事業主概要欄は改めてあります。

事業主概要等	【印捺印】	明 10 人 実 20 人 合計 30 人
1991	<input checked="" type="checkbox"/> 一般保育業	<input type="checkbox"/> 全て園児サービス業、施設業
□ A・施設、休業	<input type="checkbox"/> B・施設業、休業	<input type="checkbox"/> C・施設、休業
□ B・休業	<input type="checkbox"/> D・施設、休業	<input type="checkbox"/> E・施設、休業
□ C・施設、休業、他の園児	<input type="checkbox"/> D・J・企画、休業	<input type="checkbox"/> Q・施設サービス業
□ D・休業	<input type="checkbox"/> K・不登園者、施設休業	<input type="checkbox"/> L・施設、休業、他の園児サービス業
□ E・休業	<input type="checkbox"/> L・施設休業、休業	<input type="checkbox"/> M・施設、休業サービス業
□ F・施設、休業、休業		

※参考書類は右記添付点で、事業主全員の捺印者を記入してください。

※添付書類は該当するもののみうち、主とするものをチェックしてください。

記

添付書類

ペビーシッター派遣事業割引券者権 (様式第3号)

1部

子ども・子育て世帯会員教材付の健診表である書類(社会保険料の領収証等)の写し

※選択として記入の手順をと開いてください。

(様式第3号)

令和1年9月1日

ペビーシッター派遣事業 割引券申込書

公益社団法人全国保育サービス協会 総

事業主名 会社名

担当者名 代表者名

T E L 会社の電話番号 FAX 会社のFAX番号

(都道府県)に記載している場合) 郵便番号

御用意の資料を記入した後、右記の欄(様式第14項)を記入のうえ、ペビーシッター派遣事業割引券申込書に記入をおこなってください。

※御用意各欄に記入する場合は、該当箇所の承認手書きが必要となります。

記

当該事業者が以下に記入できる有効性上部

本件申込書の提出年月日	提出年月日を記入する欄
平成30年9月1日	平成30年9月1日を記入する欄
□ 1,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
□ 1,500円	<input type="checkbox"/>
□ 2,000円	<input type="checkbox"/>
□ 3,000円	<input type="checkbox"/>
□ 4,000円	<input type="checkbox"/>
□ 5,000円	<input type="checkbox"/>

年間の割引券の申込枚数・使用回数・返却回数(記入部)

本件申込書の提出年月日	記入する年月日を記入
	枚

当該年間の申込枚数の合計

本件申込書の提出年月日	記入する年月日を記入
1200	枚

当該年間の希望枚数

本件申込書の提出年月日	記入する年月日を記入
希望枚数	枚

当該年間の希望枚数に満たない場合の申込枚数を記入

本件申込書の提出年月日	記入する年月日を記入
合計額 円	円

※当該年間の希望枚数に満たない場合は、記入する年月日を記入してください。希望枚数を記入できない場合は記入せん。

※当該年間の希望枚数に満たない場合は、記入する年月日を記入してください。希望枚数を記入せん。

※当該年間の希望枚数に満たない場合は、記入する年月日を記入してください。希望枚数を記入せん。

※当該年間の希望枚数に満たない場合は、記入する年月日を記入してください。希望枚数を記入せん。

※当該年間の希望枚数に満たない場合は、記入する年月日を記入してください。希望枚数を記入せん。

(様式第3号)

令和1年9月1日

ペビーシッター派遣事業担当者

公益社団法人全国保育サービス協会 総

会社の住所

事業主名 代表者名 代表印

(都道府県に記載されている場合) 郵便番号

ペビーシッター派遣事業の運営を図るために、對外的な組織や調整等の事務に係る連絡・調整を行なう担当者を「 」記入のうえ、下記のとおり記入けます。

記

提出年月日 年度別年間の申込枚数

会社名 代表印

部署名

会社名 代表印

会社の住所

会社名 代表印

※2020年3月に承認通知書の交付を受けた企業は、変更がない場合は④割引券申込書のみでお申込み頂けます

＜送付先＞

- 郵送
〒160-0007
東京都新宿区荒木町
 - 公益社団法人全国保育士会
 - メール
waribiki@acsu.jp
 - FAX
03-5363-7456

◆2：お振込み

請求書が届いたら、割引券の購入手数料(70円 or 180円×購入枚数)を全国保育サービス協会にお振ください。

＜お振込み先＞

みずほ銀行 四谷支店 (普) 1354559

公益社団法人全国保育サービス協会 ベビーシッター派遣事業

◆3：従業員に交付

割引券が郵送で届いたら、企業記入欄を記入・押印して従業員に交付してください。
その際に割引券台帳に交付枚数を記録してください。
※割引券の台帳のExcelファイルは[こちら](#)からダウンロード頂けます（様式第16号-2）

<企業ー労働者ー企業> 発行番号		ベビーシッター派遣事業割引券 使用報告用半券	
▲交付時企業記入欄 交付日（元号）年月日（） 労働者氏名（被保険者証名）		▲交付時企業記入欄 （元号）年月日（） 承認番号 承認事業主名 印 プリガナ 労働者氏名 (被保険者証名)	
▲利用時ベビーシッター記入欄 利用日（元号）年月日（） 利用時間(24時間法で記入)：～： ベビーシッター名 ベビーシッター事業者名		▲利用時ベビーシッター記入欄 利用日（元号）年月日（） 利用時間(24時間法で記入)：～： ベビーシッター名 ベビーシッター事業者名	
▲利用後企業記入欄 就労確認及び 利用日時の確認 承認番号 有効期間（元号）年3月31日		▲利用後労働者(利用者)記入欄 対象児童 姓氏名 生年月日	
発行番号 有効期間（元号）年3月31日			

<企業ー労働者ー企業> 発行番号		ベビーシッター派遣事業割引券本券※2,200円	
▲利用時企業記入欄 ベビーシッター名 利用場所 都・道・府・県		▲利用時ベビーシッター記入欄 承認番号 承認事業主名 印 ベビーシッター事業者名 印 利用料金 円	
▲利用後ベビーシッター事業者記入欄 承認番号 承認事業主名 印 利用料金 円			
<ご確認ください> ・交付日、労働者氏名は記入されていますか・企業印は押印されていますか ・1日(回)対象児童1人ににつき、1枚の利用ですか・自宅での利用ですか ・労働者氏名に記載されている労働者本人が就労時の利用ですか			

◆4：使用済み割引券を回収

従業員から使用済みの割引券の左側の半券を回収し、年度終了以降5年間保管してください。
(右側は従業員本人がベビーシッター事業者に提出します)

<企業ー労働者ー企業> 発行番号		ベビーシッター派遣事業割引券 使用報告用半券	
▲交付時企業記入欄 交付日（元号）年月日（） 労働者氏名（被保険者証名）		▲交付時企業記入欄 （元号）年月日（） 承認番号 承認事業主名 印 プリガナ 労働者氏名 (被保険者証名)	
▲利用時ベビーシッター記入欄 利用日（元号）年月日（） 利用時間(24時間法で記入)：～： ベビーシッター名 ベビーシッター事業者名		▲利用時ベビーシッター記入欄 利用日（元号）年月日（） 利用時間(24時間法で記入)：～： ベビーシッター名 ベビーシッター事業者名	
▲利用後企業記入欄 就労確認及び 利用日時の確認 承認番号 有効期間（元号）年3月31日		▲利用後労働者(利用者)記入欄 対象児童 姓氏名 生年月日	
発行番号 有効期間（元号）年3月31日			

<企業ー労働者ー企業ー労働者ー企業> 発行番号		ベビーシッター派遣事業割引券本券※2,200円	
▲利用時企業記入欄 ベビーシッター名 利用場所 都・道・府・県		▲利用時ベビーシッター記入欄 承認番号 承認事業主名 印 ベビーシッター事業者名 印 利用料金 円	
▲利用後ベビーシッター事業者記入欄 承認番号 承認事業主名 印 利用料金 円			
<ご確認ください> ・交付日、労働者氏名は記入されていますか・企業印は押印されていますか ・1日(回)対象児童1人ににつき、1枚の利用ですか・自宅での利用ですか ・労働者氏名に記載されている労働者本人が就労時の利用ですか			

半券を従業員から回収する

本券はシッターが各自で札幌シッターサービスに郵送

※最終的に使わなかった割引券は1,000円の事務手数料で払い戻しが可能です

◆5：半年に1回利用報告

割引券台帳の写しは半年に1回（2020年10月と2021年4月）、全国保育サービス協会にご提出ください。

企業様から多く頂くご質問

Q.うちの会社は割引券を購入できますか？

A.この割引券は、厚生年金を納めている事業主でしたらご購入頂けます。家族経営の企業でも大丈夫です。

Q.個人事業主・フリーランスも補助の対象になりますか？

A.休校休園に伴う特例措置では、個人事業主・フリーランスの方も対象になります。

内閣府からの発表では、以下の記載がございます。

「個人で就業している人についても、同様の取扱いとすることとしており、特例措置の詳細については追ってお示しすることいたします。」

内閣府からの発表内容は[こちら](#)です。

個人事業主・フリーランスの方向けのご案内は、[こちら](#)になります。

Q.会社で働いている全員が割引券を使えますか？

A.従業員（正社員、契約社員、パート・アルバイトなど）ならどなたでもご利用頂けます。

経営者・役員の方は、厚生年金の被保険者に限りご利用頂けます。

派遣社員は派遣元企業から支給を受けてください。

業務委託の方は、特例措置においては個人事業主・フリーランスとして補助を受けられます。

Q.従業員は、いつの利用から補助が使えますか？過去のベビーシッター利用を遡って請求することはできますか？

A.お申込み開始後にご購入頂いた割引券で、2020年4月1日以降のベビーシッター利用について、遡って割引を請求することができます。詳しくはTEL(011-281-0511)又はメール(info@sapporositter.com)でお問い合わせください。

Q.企業としての税務処理はどのようになりますか？

A.福利厚生費として計上頂けるケースが多いです。尚、従業員全員に周知されているかつ従業員全員が利用できる場合に限ります。

詳細はご担当の税理士先生にご確認ください。

注意事項

※ア「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている場合

※イ「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき療育手帳の交付を受けている場合

※ウ その他、地方公共団体が実施する障害児施策の対象となるなど、ア、イのいずれかと同等程度の障害を有すると認められた場合

ただし、「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、義務教育就学前の児童の育児のための利用を対象とする。

※内閣府ベビーシッター利用支援事業の取り扱い事業者一覧は[こちら](#)

私たちはお困りのご家庭を支援させていただくのと同時に、サポーター及びご利用者の皆さんに対する新型コロナウイルスの感染拡大防止策の強化について引き続き周知徹底し、安心安全なサポートを行えるよう努力して参ります。